

令和7年度 大阪市住之江区広報紙「広報さざんか」 広告募集要項

住之江区役所では、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上を図ることを目的とし、住之江区広報紙「広報さざんか」に広告枠を設けています。

つきましては、令和7年度（令和7年5月号～令和8年4月号）について、次のとおり募集します。

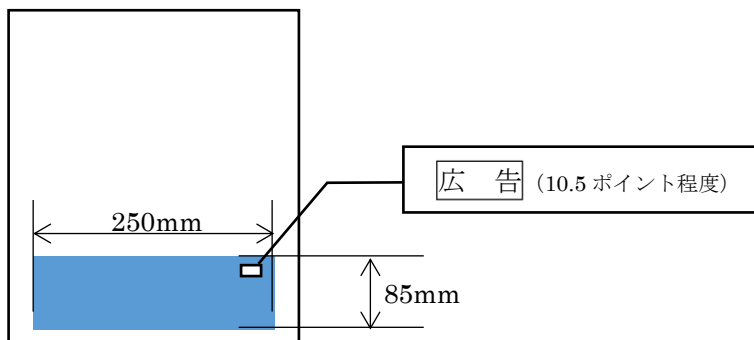
1 媒体の概要

- (1) 名称 住之江区広報紙「広報さざんか」
- (2) 発行部数 約69,000部／1号あたり
- (3) 形状 タブロイド版 16ページ建て 4回／12ページ建て 8回（予定）
- (4) 発行方法
毎月1日に発行し、発行日から5日以内（1月号のみ6日以内）に住之江区内の
有人世帯及び事業所へ配布業者により配布（約66,000戸）
その他、区役所、区内公共施設、区内Osaka Metro・ニュートラム各駅等に配架

2 広告枠・規格

- (1) 掲載枠 1面（表紙）、2面、3面 各ページ1枠
- (2) サイズ 縦85ミリ×横250ミリ（各面共通）
- (3) 刷り色 フルカラー
- (4) フォント JIS規格約7ポイント（10級相当）を最小とします。ただし、特別な場合（表、リスト、地図等）はJIS規格約5.5ポイント（8級相当）まで使用できるものとします。
- (5) その他
ア 広告原稿作成にかかる一切の経費は、申込者の負担とします。
イ 掲載については、[「大阪市広告掲載要綱」](#)及び[「大阪市住之江区広報紙「広報さざんか」広告掲載要領」](#)に適合し、かつ、区広報紙の品格を損なわないものとするものとします。
ウ 広告は、全体を罫線で囲み、左右どちらかの上部に、大きさ5mm×12mm枠を罫線で囲み、白地に黒文字（10.5ポイント程度）で「広告」と表記してください。
エ 入稿後は、当区の確認を受けた後、必要に応じて校正を行っていただきます。

<掲載イメージ（各面共通）>



3 掲載料金

- (1) 1面（表紙） 1か月 56,000円
(2) 2・3面 1か月 各49,000円

4 申込方法

- (1) 「大阪市住之江区広報紙「広報さざんか」広告掲載申込書（第1号様式）」に必要事項を記載のうえ、下記まで送付・持参するか、大阪市行政オンラインシステムから申し込んでください。これ以外の方法（電話・FAX等）での申込みは受付できません。

※ 申込書提出後の取下げは、原則受付できませんので、ご注意ください。

※ 複数枠又は複数月分のお申込みをされる場合は、1枠（1か月）につき1枚の「大阪市住之江区広報紙「広報さざんか」広告掲載申込書（第1号様式）」が必要となります。

- (2) 広告原稿見本を必ず添付してください。見本データの形式は、PDF、Word、Excel、PowerPoint、jpeg、jpgのいずれかでご提出ください。

- (3) 提出先

〒559-8601 住之江区御崎3-1-17 住之江区役所 総務課（広報担当）宛

メールアドレス tt0009@city.osaka.lg.jp（住之江区役所総務課（広報担当）宛）

持参される場合は、住之江区役所4階42番窓口（受付時間は午前9時から午後5時30分、土曜、日曜、祝日は除く）までお越しください。

5 申込受付期限

申込締切日一覧

掲載号	申込締切日
令和7年5月号	令和7年3月6日（木曜）
令和7年6月号	
令和7年7月号	令和7年4月3日（木曜）
令和7年8月号	
令和7年9月号	令和7年6月5日（木曜）
令和7年10月号	
令和7年11月号	
令和7年12月号	令和7年9月4日（木曜）
令和8年1月号	
令和8年2月号	
令和8年3月号	令和7年12月4日（木曜）
令和8年4月号	

※ 申込書を送付いただく場合は、申込締切日が必着日となりますので、ご注意ください。

※ 募集の結果、空きが生じた場合は、先着順で随時募集を行います。

6 広告掲載までの流れ

(1) 申込締切後、同一枠への申請が多数あった場合は、抽選を行います。

※ 抽選は事務局にて行いますが、希望があった場合は抽選を公開しますので、申込みと同時にご連絡ください。

(2) 第1希望での広告枠決定後、空き枠が存在する場合は、その空き枠を第2希望としている広告主を割り当てます。なお、空き枠への第2希望者が多数あった場合は、再度抽選を行います。

(3) 大阪市住之江区役所広告掲載審査委員会にて審査を行い、「大阪市住之江区広報紙「広報さざんか」広告掲載可否決定通知書（第2号様式）」を送付します。なお、審査のうえ必要と認められるときは、修正及び追加の資料を求める事がありますので、あらかじめご了承ください。

(4) 「大阪市住之江区広報紙「広報さざんか」広告掲載可否決定通知書（第2号様式）」を受領後、広告掲載料金を大阪市が発行する納入通知書により、指定された期日までに納付してください。

※ 納付済みの広告掲載料金の還付はいたしません。ただし、特段の理由があるときは、その全部または一部を還付することがあります。

(5) 広告原稿のデータ（文字はアウトライン化済）を、メールまたは記録媒体（CD-R等）によりご提出下さい。

※ 送付先メールアドレス

tt0009@city.osaka.lg.jp（住之江区役所総務課（広報担当）宛）

7 広告掲載の取消

次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことがあります。

(1) 広告が、編集・発行上支障となるとき。

(2) 指定する期日までに広告料の納付がないとき。

(3) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(4) 「大阪市住之江区広報紙「広報さざんか」広告掲載要領」第2条又は第3条のいずれかに該当すると判明したとき。

(5) その他必要と認められたとき。

8 随時募集について

当初募集期間内に申込みが無かった広告枠については、随時募集を行います。

(1) 各号締切日の翌日から先着順で募集を行います。

(2) 掲載希望月の前々月10日までに申し込みをしてください。

(3) 広告枠の空きがなくなり次第、締め切ります。

(4) その他の詳細については、上記に準じます。